

「金融検査に関する基本指針」の概要

- 本基本指針は、検査の運用の基本的考え方及び実施手続を定めるもの。

I. 基本的考え方

- 「法令が求める金融機関の業務の適切性確保のため、立入検査の手法を活用しつつ、各金融機関の経営管理態勢や金融円滑化管理態勢、各種リスク管理態勢を検証し、問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認する」という、検査の使命を的確に果たすため、以下の基本原則に即して実施。

1 利用者視点の原則

一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益保護を第1の目的とする。

2 補強性の原則

検査は、自己責任原則に基づく金融機関の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、「市場による規律」などを補強。

他方、金融機関の自主的な経営改善に向けた取組みの促進に配慮し、金融機関との「双方向の議論」を重視。

3 効率性の原則

検査は、金融機関の監査機能や検査・監督における関係部署と十分な連携等を保ちつつ、効率的に実施（メリハリのある検査）。

4 実効性の原則

検査における指摘が金融機関の適時適切な経営改善につながるよう、監督部局との緊密な連携等。

5 プロセス・チェックの原則

原則として、各金融機関の経営管理態勢・金融円滑化管理態勢・各種リスク管理態勢に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いた検証。

- 他方で、金融庁及び財務局の検査部局は、一体となって、検査官の人材育成やそのサポート体制の整備に取り組む。
- 検査官の心得（検査官の行動規範）を明示。

Ⅱ. 検査の実施手続

- 検査の標準的な実施手続を規定。
- あくまで目安で機械的・画一的運用は不可だが、同規定外の取扱いには、バックオフィスとの協議や金融機関への説明。
- 同規定は、金融機関の理解と協力を前提とし、その信頼関係に基づいた「双方向の議論」をすすめるねらい。その前提がない場合には、別途の対応。
- 総合検査のほか、部分検査（ターゲット検査）を明示。

1. 立入検査開始前

(1) 予告

- 原則として予告。ただし、必要と認める場合は無予告も可能。

(2) 事前に資料等を求める際の留意事項

- 原則、金融機関の既存資料等を活用。
- 電子媒体による、資料等の受渡しや提出の許容 等。

(3) 重要事項の事前説明等

- 立入検査開始前に以下の対応。
 - ① 金融機関に重要事項を説明（本基本指針により説明項目を予め明示）
 - ② 庶務事項等の金融機関との協議

2. 立入検査中

(1) 検査命令書等の提示

(2) 内部監査・監査役等監査との関係

- 金融機関の内部監査強化の促進等のため、以下の点を明示。
 - ① 金融機関の内部監査の有効性を確認する際の着眼点等
 - ② 内部監査の機能の程度により、実地調査、抽出範囲等について検査の効率化を図ること

(3) 会計監査人との意見交換上の留意事項

(4) 資料等を求める際の留意事項

- 原則、金融機関の既存資料等を活用。

- 電子媒体の利用や資料備え置きを許容。
- 提出期限の設定は、金融機関の対応能力や事務負担に配慮 等。

(5) 検証

- 金融機関との「双方向の議論」の重視。
- 主任検査官の指摘や金融機関の認識の確認は書面を利用（書面主義）。
- 法令違反等重大な指摘を行う場合には事前に検査局総務課に照会。
- 将来の融資判断等への関与等がないよう留意 等。

(6) 実地調査における留意事項

(7) 立入終了手続（エグジット・ミーティング）

(8) 立入検査の中断

- 効率的な検査の実施に資する場合や検査の継続が困難な場合には中断。

(9) その他留意事項

- 立入中、検査の進捗状況等について金融機関と定期的な意見交換を実施。
- 立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことが可能。
- 金融機関の役職員に対する質問等は原則として就業時間内。
- 検査忌避等に該当するおそれがある行為が見出された場合の対応。
- 立入中の保存文書の廃棄等の疑問を主任検査官に確認 等。

(10) 検査モニター

3. 立入検査終了後

(1) 意見申出制度

- 立入検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家で構成する意見申出審理会による審理 等。

(2) 検査結果通知書の交付等

- 迅速な審査のうえ、立入終了後、できる限り早期に交付 等。

(3) 検査結果通知に関する監督部局との連携。

- 検査結果通知書の内容の確認を行うため、フォローアップへの同席 等。

4. 情報管理

- 検査官等職員及び金融機関の検査関係情報等の管理に関する留意事項 等。

5. その他

(1) 証券取引等監視委員会との連携

- 金融コングロマリットのグループ全体の統合的なリスク管理の状況を的確かつ効率的に検証するとの観点等から、同時検査を含め、必要な連携。

(2) 日本銀行との連携

6. 施行日等

平成 17 年 7 月 1 日施行（平成 27 年 7 月 1 日一部改正）。